

医療法人社団桜香行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月20日～令和6年4月19日までの3年間

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年4月20日～ 法に基づく諸制度の再調査
- 令和3年7月1日～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和3年4月20日～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和3年7月1日～ 研修内容の検討
- 令和3年10月1日～ 研修の実施

目標3 妊娠中や産休・育休復帰後の社員のために設置した相談窓口を検証する。

<対策>

- 令和3年4月20日～ 設置した相談窓口の検証
- 令和3年9月1日～ 相談員の研修
- 令和3年12月1日～ 相談窓口の活用について社員への周知